

授業料等に関する規程

(趣旨)

第1条 学校法人光産業創成大学院大学（以下「本法人」という。）における授業料、検定料、入学料及び学位審査手数料（以下「授業料等」という。）に関しては、[光産業創成大学院大学学則](#)（以下「学則」という。）に定めるもののほか本規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 本法人における授業料等の額は別表第1のとおりとする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料は、[学則第41条](#)、[第44条](#)から[第48条](#)及び[第50条](#)から[第52条](#)により徴収するものとする。

2 [学則第44条第2項](#)の規程により、授業料分納の承認を得た者が、前期又は後期中途において休学し、又は休学を命じられた場合の授業料の額は、前期又は後期分の授業料の額の6分の1に相当する額に休学した日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(検定料の徴収方法)

第4条 検定料は、[学則第42条](#)により徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第5条 入学料は、[学則第43条](#)により徴収するものとする。

(博士論文審査手数料の徴収方法)

第6条 博士論文審査手数料は、[学位規則第3条第2項](#)の規定により博士論文の審査を申請しようとする場合、及び[学位規則第4条第3項](#)により博士論文の審査を申請しようとする者で退学後3年を経過している場合は、[学位規則第4条第2項](#)により徴収するものとする。

(その他)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日に在学する者の授業料の額は、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成24年4月1日以後に再入学、転入学をする者にあつて、前項に規定する者が属することとなる年次に在学する者の授業料の額は、なお従前の例による。
- この規程は、令和3年5月25日から施行する。

別表第1

○授業料、入学料、検定料(令和3年5月25日適用)

| 区分 | 授業料 | 入学料 | 検定料 |
|-----|------------|----------|---------|
| 大学院 | 1,500,000円 | 750,000円 | 30,000円 |
| 研究生 | 月額 30,000円 | 60,000円 | 10,000円 |

○学位審査手数料 1件につき 100,000円(平成19年4月1日適用)